

# 2017 年度

## CO・OP共済 地域ささえあい助成

### ～応募要項～

応募期間:2017年2月1日(水)～3月5日(日)

CO・OP共済は、「自分の掛金が誰かの役に立つ」という組合員どうしの助け合いの制度です。コープ共済連はCO・OP共済を通じて豊かな社会づくりをめざしています。その活動の一環として、生協と地域のNPOやその他の団体が協同して地域のくらしを向上させる活動を支援します。全国の生協、NPO、その他の団体の皆さまからの多数のご応募をお待ちしております。

CO・OP共済



©2012CO・OP共済コーすけ



## 1. 応募条件



以下(1)(2)を応募の条件とします。

- (1) 以下「2. 対象となる活動のテーマ」の①～③いずれかに該当すること
- (2) 生活協同組合とNPO・ボランティア団体等が協同した取り組みであること



## 2. 対象となる活動のテーマ



### ① くらしを守り、くらしの困りごとの解決に資する

地域住民による高齢者等への生活支援のコーディネート、障がい者の就労支援、震災による避難者へのカウンセリングの取り組みなど

### ② 命を守り、その人らしい生き方ができるようにする

病気やケガで治療中の方やそのご家族への治療に専念できる環境の提供や、治療中における精神面でのサポートを通して生活の質の向上を目指す取り組み、病気の予防や早期発見を目的とする啓蒙活動など

### ③ 女性と子どもが生き生きする

子育てひろばの開設・運営、出産後の再就職や社会復帰を支援する取り組み、DV 被害者からの相談を受け付ける活動など

※上記①～③のいずれのテーマにも合致しない活動(環境問題、動物保護等)は対象となりません。



## 3. 対象となる団体



日本国内を主たる活動の場とする、下記すべてを満たす団体を対象とします(個人は対象となりません)。

- 生活協同組合、NPO法人、任意団体、市民団体(今後設立予定の団体でも構いません)
- 次の①、②いずれかを必須とします。
  1. 生活協同組合以外の団体が応募する場合には、活動内容が生活協同組合と協同して行うものであること
  2. 生活協同組合が応募する場合には、生活協同組合以外の団体と協同して行うものであること



### 協同した取り組みとは、

受注委託の関係ではなく対等平等で企画を一緒に作り、ともに活動する関係をいいます。場所や食料の提供のみ、広報宣伝のみ、講師委託のみなどは協同に含みません。

**※協同する団体と活動内容を確認・合意の上、ご応募ください。**

※以下のような場合は対象となりません。

- ・生活協同組合同士の活動(100%子会社、生協から派生した団体も含む)
- ・生活協同組合単独もしくはNPO法人等の団体単独の活動



## 4. 対象となる活動期間



2017年4月1日～2018年3月31日の間に実施する活動が対象です。なお、審査委員会が認めた活動に限り、複数年の活動に対して助成を行うことがあります。



## 5. 助成内容



1. 助成額は、1事業あたり最大100万円を基本としますが、審査委員会が認めた活動に限り、それ以上の助成額になることがあります。助成総額は2,500万円を予定しています。
2. 助成費用について

|              |   |
|--------------|---|
| 助成の対象となる費用   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 活動に直接関わる経費<br/>(資材費、消耗品購入費、旅費交通費、印刷製本費など)</li> <li>② 謝礼金<br/>(講師謝礼、指導料など)</li> </ol>                           |
| 助成の対象とならない費用 | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 飲食費、接待費、保険料、人件費</li> <li>② 助成を受ける事業以外の運営に係る費用</li> <li>③ 営利を目的とする事業</li> <li>④ その他、審査委員会が不適切と判断したもの</li> </ol> |



## 6. 選考



選考は、外部有識者やコープ共済連関係者などで構成される審査委員会で決定します。同一団体に複数回助成を行う場合は、原則として3年を上限とします。ただし審査委員が認めた活動に限りそれ以上となる場合があります。

～選考のポイント～

- (1) 応募条件を満たしているか(対象テーマ+生協と他団体が協同した活動)
- (2) ニーズに基づく活動であること
- (3) 計画の実現性(スケジュールや予算内容)
- (4) 事業の継続性・発展性
- (5) 協同することで活動がどのように発展し、また地域へ影響するか

※選考にあたり、事務局よりメール等にてヒアリングさせていただく場合がありますのでご協力ください。

※審査委員会の判断より、一部減額のうちで助成が決定する場合があります。



## 7. 選考結果および助成が決定した団体



### (1) 選考結果

2017年6月上旬に全応募団体へメールと文書郵送にて通知いたします。

### (2) 助成が決定した団体

- ① 助成を受けた団体名、活動名、活動内容、助成金額をコープ共済連のホームページなどで公表します。
- ② 助成金の交付は、2017年7月下旬を予定しております。
- ③ 応募用紙に記載いただいた活動内容・スケジュール、審査結果に基づき活動を進めていただきます。活動の様子について訪問や取材をさせていただく場合があります。
- ④ 活動終了後に所定の報告書を提出していただきます。活動報告は、コープ共済連のホームページや冊子等に掲載し、ご紹介させていただきます。
- ⑤ コープ共済連の社会貢献活動に関する広報活動にご協力いただく場合があります。



## 8. 個人情報について



CO・OP共済地域ささえあい助成事業で取得する個人情報につきましては、助成団体決定の選考に必要な範囲で利用し、コープ共済連が責任をもって厳格に管理を行い、担当事務局および審査委員以外の第三者に提供することはありません。



## 9. 応募



### (1) 応募用紙の入手について

コープ共済連のホームページ

(<http://coopkyosai.coop/about/csr/socialwelfare/2017.html>)よりダウンロードし

てください。

※入手が難しい場合は、下記お問い合わせ先までEmail かFAXにてご請求ください(ご請求の際には、団体名、郵便番号、住所、送り主の方の氏名、電話番号を明記してください)。

## (2)応募方法

応募にあたっては、以下の書類を事務局宛にご送付ください(Email、郵送のみ可)。応募団体へは事務局から書類受領通知をメールにて行います。3月末までに受領通知が届かない場合、お手数ですが事務局までお問い合わせください。

- 応募用紙
- 定款(定款は応募団体がコープ共済連の会員生協である場合、ご提出は不要です。ご不明な場合はご相談ください)
- 見積書など(申請する費用の根拠となる資料)

～留意点 応募書類をご提出の際には特に以下の点にご留意願います～

- ① 応募書類を印刷する際は、必ず“**A4サイズ用紙に全て片面刷り**”をお願いします。
- ② 応募書類を綴じる際は、“ホチキス止めをしないで”クリップ止めにてお願いします。
- ③ 応募書類以外の書類・パンフレットを提出いただく際は、“**A4サイズ用紙に全て片面刷り**”でご提出をお願いします。
- ④ FAX、持参による提出は受け付けておりません。

《応募書類提出先》

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13

コープ共済連 渉外・広報部 地域ささえあい助成事務局宛

## (3)応募期間

**2017年2月1日(水)～3月5日(日) 当日消印有効**

### ●お問い合わせ先●

日本コープ共済生活協同組合連合会

渉外・広報部 地域ささえあい助成事務局

TEL:03-6836-1320 (平日 10:00～17:00 土日祝日除く)

FAX:03-6836-1321

メール:contributign@coopkyosai.coop